

現行制度の概要等

建築時・使用時

建築基準法
建築物における衛生的環境の確保
に関する法律(ビル管法)

アスベストに関する規制は特になし

解体時

大気汚染防止法

・事業者は、都道府県知事への特定粉じん排出等作業の実施の届出義務、作業基準遵守義務があり、届出内容が作業基準に適合していない場合は都道府県知事が計画変更命令

・解体等作業について作業基準を遵守していない場合、都道府県知事が作業の一時停止命令、作業基準に従うよう適合命令

・届出義務対象: 耐火建築物及び準耐火建築物で延べ面積が500平方メートル以上かつ吹付け石綿の使用面積が50平方メートル以上のものを解体、改造・補修する際、14日前までに都道府県知事への届出が必要
・対象となる特定建築材料: 吹付け石綿のみ

労働安全衛生法(石綿則)

・事業者は、解体の際、石綿等の使用の有無の調査・分析、結果の記録義務があり、使用されている場合は作業計画を定めなければならない。

・解体等作業に伴い石綿等の除去を行う場合は、労働基準監督署長に届け出なければならない。

・解体等作業の際、特別教育の実施、作業主任者の選任、保護具等の使用、湿潤化が義務付けられている。

・労働基準監督署長は、届出内容が法令に違反する場合、開始差止、計画変更命令

・石綿等(作業計画を定めるべき「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業」): すべての種類の石綿及びそれらを重量の1%を超えて含有するもの。

耐火建築物・準耐火建築物の吹付け石綿の除去作業の際、14日前までに労働基準監督署長に届出が必要(規模要件なし)
壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業の際、開始前までに労働基準監督署長への届出が必要(規模要件なし)



リサイクル時

建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律

・対象建設工事における特定建設資材の再資源化の義務付け

・分別解体の施工方法に関する基準で、特定建設資材への付着物として吹付け石綿の有無の調査、付着物の除去等が規定されている

廃棄時

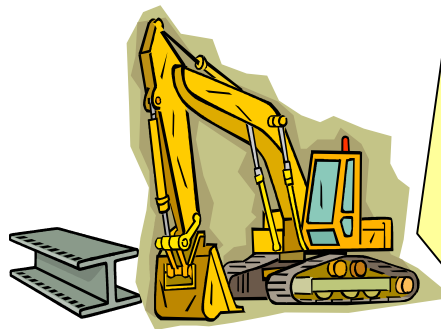
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

・建築物から除去された吹付け石綿、石綿保温材等飛散性の廃石綿等について、特別管理産業廃棄物に指定されている。

特別管理廃棄物: 石綿除去事業により除去された吹付け石綿、石綿保温材、石綿除去事業で用いたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの等

・事業者が特別管理産業廃棄物を収集・運搬、処分を業として行うには、都道府県知事に許可を受け、通常の廃棄物よりも厳しい特別管理産業廃棄物処理基準に従わなければならない。

・特別管理産業廃棄物以外の非飛散性アスベスト廃棄物については、産業廃棄物として一般的な飛散防止措置等の処理基準が適用されるほか、平成17年3月に取扱に関する技術指針を作成



対象物の整理	大防法	廃掃法	石綿則
吹付け石綿		(特管物)	
保温材、断熱材、耐火被覆材	×	(一部)	
石綿含有製品(重量の1%超過)	×	(産業廃棄物として規制)	(作業届出のみ不要)

表1 作業レベルの分類と作業の種類・必要な対策等

<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">高い</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↑</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">発じん の 度 合 い</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">低い</div> </div>		必要な対策	作業の種類	<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">石綿障害予防規則届出対象</div>
	レベル1	著しく発じん量が多い作業で、作業場所の隔離や高濃度の粉じん量に対応した防じんマスク、保護衣を適切に使用するなど、嚴重なばく露防止対策が必要なレベル	石綿含有吹付け材の除去作業	
	レベル2	比重が低く、発じんしやすい製品の除去作業であり、レベル1に準じて高いばく露防止対策が必要なレベル	石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材などの除去作業	
	レベル3	発じん性が比較的低い作業で、破碎、切断等の作業においては発じんを伴うため、湿式作業を原則とし、発じんレベルに応じた防じんマスクを必要とするレベル	レベル1、レベル2以外の石綿含有建材（例えば成形板など）の除去作業	

表2 作業レベル別の建材の種類・発じん性・具体的な使用箇所

作業レベル	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材	その他の石綿含有建材（成形板等）
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
具体的な使用箇所の例	<p>建築基準法の耐火建築物（3階建以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200㎡以上の鉄骨構造の建築物等）などのはり、柱等に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火被膜用として使われている。</p> <p>昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベータ周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。</p> <p>ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁またはビル以外の建築物（体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等）の天井、壁に、石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、吸音、結露防止（断熱用）として使われている。</p> <p>昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。</p>	<p>ボイラ本体およびその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。</p> <p>建築物の柱、はり、壁等に耐火被膜材として、石綿耐火被膜板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。</p> <p>断熱材として、屋根用折版裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。</p>	<p>建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。</p> <p>屋根材として石綿スレート等を用いている。</p>

石綿障害予防規則の届出対象

出典：「建築物の解体・改修工事における石綿障害予防規則」 建設業労働災害防止協会

石綿障害規則における措置一覧

	石綿含有吹付け材				吹付け以外の石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材				その他の石綿含有建材				解体作業以外の作業					
	除去(*1)		通常の除去		掻き落とし等による除去		非石綿部で断熱材貼付のまま除去		解体・改修		封じ込み		囲い込み		近傍作業		切断、穿孔等(※8)	
	耐火・準耐火建築	その他	保温材(*4)	断熱材耐火被覆材(*5)	シートによる隔離	保温材	断熱材耐火被覆材	断熱材貼付	外部(屋根・外壁)	内部(床・壁・天井)	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材	石綿含有吹付け材
基本レベル	レベル1	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2(*6)	レベル2(*6)	レベル2(*7)	レベル2(*7)	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3
事前調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業計画の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別教育	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護衣(作業衣)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
呼吸用保護具	①~④	①~④	③~⑤	③~⑤	③~⑤	③~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤	④~⑤
潤滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立入禁止・掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現場作業場内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
隔離効果確認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
更衣施設・洗身設備・保護具の管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清掃	レベル1	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3
(廃棄物の管理と処理)	レベル1	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル2	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3	レベル3
作業記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
健康管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
届出	(特定じん発生作業届)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)
	(特別管理産業廃棄物管理責任者設置)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)	(不要)

○：適用対象・措置必要など ×：適用対象外・該当せず・不要など
 ()：石綿則では適用されないが、本マニュアルでは対象としたほうがよいもの。廃掃法では不明確であるが、本マニュアルで望ましいとする措置。
 ※1：吹付け石綿下の天井の天井の撤去は、除去工事の一環として隔離養生設置後行う。
 ※2：
 ※3：グローブバッグが隔離装置となる
 ※4：保温材を破損させないよう、製品形状を維持し、ジョイント部で配管から引き剥がす方法
 ※5：単体を破損させないよう、ビス、釘、ボルト等固定箇所を外し、単体ごと取外し又は引き剥がす方法
 ※6：基本レベルは2であるが、掻き落としによる除去工法は架組じん性が著しく高く、グローブバッグ使用を除く作業ではレベル1対応をしなければならぬ
 ※7：基本レベルは2であるが、石綿含有建材を直接手を掛けないため、じん性が比較的低く、作業はレベル3対応で石綿ばく露を防止することのできる方法
 ※8：石綿則13、14条
 ※9：切断・穿孔・穿孔くずは粉じん防止のためにふたつき容器に入れること。